**平成３０年（フ）第３２号**
広島県尾道市栗原東１丁目６番73号
債務者　井長　　毅
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成３０年（フ）第３４号**
広島県尾道市向島町5727番地３
債務者　中司　弘美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成３０年（フ）第８号**
広島県三次市十日市中１丁目12番２号
債務者　丸川鶴珠子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成３０年（フ）第３７号**
山口県下関市三河町６番１号
債務者　川口　勇介
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成３０年（フ）第３８号**
山口県下関市阿弥陀寺町12番20号
債務者　濵口千鶴代
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成３０年（フ）第４１号**
山口県下関市長崎中央町４番13号、前住所東京都大田区大森北５丁目９番19号　かおる荘206
債務者　長瀬　正彦
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成３０年（フ）第１３号**
愛媛県西条市小松町妙口甲362番地、前住所愛媛県西条市小松町新屋敷甲2197番地１　川原谷第１団地133号
債務者　佐伯　秀人
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成３０年（フ）第１４号**
愛媛県西条市小松町妙口甲362番地、前住所愛媛県西条市小松町新屋敷甲2197番地１　川原谷第１団地133号
債務者　佐伯真吏枝
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成３０年（フ）第１１号**
熊本県八代市大福寺町804番地
債務者　山口　昭仁
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成３０年（フ）第８４号**
宮崎市大塚町浜川田4928番地１　さくらコーポ201号、前住所宮崎市恒久南３丁目14番地11　リベットハウス105号
債務者　田代　勝則
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第８９号**
宮崎市大字島之内7575番地４　サントポス102号
債務者　本田　優子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第７号**
沖縄県名護市大北５丁目23番１－１－711号　県営大宮高層住宅
債務者　岸本　靖之
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成３０年（フ）第８号**
沖縄県国頭郡今帰仁村字天底139番地１　今帰仁村営仲宗根団地101号室
債務者　山口　嘉弘
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成３０年（フ）第９号**
沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根211番地
債務者　比嘉　千恵（旧姓長堂）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成３０年（フ）第２９号**
長野県飯田市上郷飯沼2624番地１（イズミルパサージュ202号）
債務者　田中　瑞基
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２９年（フ）第１３３９号**
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島６棟203号
債務者　森田恵美子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第１０１号**
京都市右京区太秦多藪町19番地　ハイツ山口206号室
債務者　岡田　信治
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係